

2月8日（月）からの使用のお知らせ

令和3年2月1日、大阪府において緊急事態宣言期間の延長が決定されたことに伴い、大阪市の対応方針をうけ、阿倍野区民センターにおいても、下記のとりの対応とさせていただきます。

なお、緊急事態宣言期間以降の取り扱いは改めてお知らせします。

【緊急事態宣言期間：令和3年1月14日（木）～3月7日（日）】

※ただし、期間が短縮された場合は、下記の協力要請が変更となります。

●営業時間を20時までに短縮する協力要請

1月17日（日）～3月7日（日）は20時以降、供用休止となります。
ご注意ください。

●収容率を50%以下とする協力要請

各部屋の定員等の詳細につきましては、阿倍野区民センターHP内、もしくは、お電話にて問い合わせいただきますようお願いいたします。

- ・緊急事態宣言期間の利用について、協力要請及び不要不急の外出自粛に応じ、使用をキャンセルされる場合は、使用時間の区分により、使用料を還付させていただきますので、事前に阿倍野区民センターまで電話でお申し出ください。
- ・ただし、夜間区分利用の場合、20時までの使用であっても、使用料の減額はありません。
- ・1月16日以前にチケット（有料・無料問わず）を参加者に販売・配布済のイベントについては、ご相談ください。
- ・また、これまで同様、利用に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底が前提であり、利用申込みの際、感染拡大防止対策の実施にかかる誓約書（別紙参照）が必要です。
- ・2月8日～3月7日の利用について、すでにキャンセルをされた方については、2月1日（月）以降の申し出に限り、使用料を還付いたします。対象の方へは後日、区民センターからご連絡いたします。
- ・なお、今後の状況により、上記によらず、急遽変更となり、すでに申し込んでいただいているご予約の取り消しをご依頼する場合等もございますのでご了承ください。（ホームページでお知らせします。）

市民の皆様には引き続きご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。